

誓 約 書

- 1 支給決定がされ、支給を受けた新入学児童生徒学用品費について、令和6年3月下旬を目途に、購入した学用品に係る領収書（販売店による販売証明書も可）をみよし市に提出すること。
- 2 上記2の領収書等の合計額が支給された新入学児童生徒学用品費の額を下回る場合は、その差額の過払い分についてみよし市に返還すること。
- 3 令和5年1月1日現在にみよし市内に住民登録がない場合は、令和5年1月1日現在に住民登録があった市町村で発行される所得課税証明をみよし市に提出すること。
- 4 新入学児童生徒学用品費に係る入学前支給を受けた年度の翌年度に、児童生徒の住民登録がみよし市にあるみよし市立の小中学校に入学しなかった場合は、支給を受けた入学前支給の全額をみよし市に返還すること。
- 5 新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後、みよし市以外に転出した場合は、支給された旨を転出先の市町村に通知されること。

私は、上記の全ての項目について説明を受け、すべての項目の内容について承諾するとともに、履行義務を果たすことを固く誓約します。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

児童生徒との続柄（ ）

入学児童生徒

住 所

氏 名
